【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書 【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 令和元年10月16日提出

アムンディ・ジャパン株式会社 【発行者名】

【代表者の役職氏名】 代表取締役 ローラン・ベルティオ 【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

【事務連絡者氏名】 青木 章人 【電話番号】 03-3593-9023

投資信託受益証券に係るファンドの名 算型)

【届出の対象とした募集(売出)内国 アムンディ・次世代医療テクノロジー・ファンド(年2回決

称】

【届出の対象とした募集(売出)内国 投資信託受益証券の金額】

募集額 上限 4,000億円

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

アムンディ・次世代医療テクノロジー・ファンド(年2回決算型)

以下「アムンディ・次世代医療テクノロジー・ファンド」または「ファンド」という 場合があります。

愛称として、「みらいメディカル」という名称を用いることがあります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

4,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

基準価額の照会方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社(販売会社については「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。)または委託会社にお問合せください。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.3%(税抜3.0%)となっております。 詳しくは販売会社(販売会社については「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。)にお問合せください。

(6)【申込単位】

販売会社が定める申込単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。

(7)【申込期間】

2019年10月17日から2020年4月15日まで

ただし、ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日、ニューヨーク証券取引所の休業日、米国証券業金融市場協会が定める休業日、その他委託会社が指定する日のいずれかに該当する場合にはお申し込みできません。

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの取得申込みは、販売会社で取扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売 会社にお問合せください。

*販売会社によっては、お取扱いコース、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

(9)【払込期日】

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日(詳しくは販売会社にお問合せください。)までに取得申込総金額 を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日における発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

(10)【払込取扱場所】

払込みは、お申込みの販売会社で取扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社 にお問合せください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

取得申込みの方法等

受益権の取得申込みに際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申 込みください。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約(換金)代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

クーリング・オフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用

該当事項はありません。

その他

委託会社へのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: https://www.amundi.co.jp

第二部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主に先進国の医療テクノロジー関連企業の株式に実質的に投資し、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信 / 内外 / 株式に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。

商品分類表

 単位型・追加型	 投資対象地域	投資対象資産
丰位至,但加至	以負別家地域	(収益の源泉)
	国内	
		株式
単位型		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産(ハイブリッド証券)
		資産複合
	内外	

(注)ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類(表の網掛け部分)の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の投資
	信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資
	収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が
	実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

周江区刀化				
投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回			
一般		グローバル		
人 大型株		(日本を含む)		
八里林 中小型株	年2回	日本		
下小至1/A	+24	山 牛 		
 / 主 **		אויאור		
債券		北米		<為替ヘッジあり>
一般	年4回		ファミリー	あり
公債		区外州	ファンド	
社債				
その他債券	年6回	アジア		
クレジット属性	(隔月)			
()		オセアニア		
	年12回	 中南米		 <為替ヘッジなし>
その他資産	(毎月)		 ファンド・オブ	なし
	(平/7 <i>)</i> 	7711+		4.U
(投資信託証券		アフリカ	・ファンズ	
(株式 一般)) [^]				
, , , , ,	日々	中近東(中東)		
│ │資産複合		1.2		
		エマージング		
, ,	と その他			
資産配分固定型 	.			
資産配分変更型	(
)			

(注)ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

なお、ファンドが該当する各分類(表の網掛け部分)の定義は以下のとおりとなっています。

01 7 7 7 1 10 th - 1 7 6 H 7 1	景(我の利用が即分)の定義はめ下のこのうとなっている。。
その他資産(投資信託証券	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主
(株式 一般))	として投資信託証券であり、実質的に株式に投資するもののう
	ち、大型株属性、中小型株属性のいずれにもあてはまらないす
	べてのものを投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載
	があるものをいいます。
グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収
(日本を含む)	益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるも
	のをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファン
	ド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く)を投資対象
	として投資するものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわ
	ない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載が
	ないものをいいます。

^{*}ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性 区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(株式 一般)))と収益の源泉となる資産 を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

EDINET提出書類

アムンディ・ジャパン株式会社(E09666)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義(上記網掛け部分)以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

信託金の限度額

ファンドの信託金の限度額は、5,000億円です。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

ファンドの特色

- 1 アムンディ・次世代医療テクノロジー・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます) 受益証券への投資を通じて、主に先進国の医療テクノロジー関連企業の株式に投資します。
 - ●ファンドにおける医療テクノロジー関連企業には、医療機器、診療器具、画像装置、医療サービス等が含まれます。
- 2 マザーファンドにおいては、個別銘柄選択を重視した運用を行います。
 - ●マザーファンドにかかる運用指図の権限は、CPRアセットマネジメントに委託します。
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4 年2回決算(原則として毎年1月および7月の各15日、休業日の場合は翌営業日)を行い、 収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- ◆分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の 全額とします。
- ●分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が 少額の場合には、分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその 金額について保証するものではありません。
- ●留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を 行います。

資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

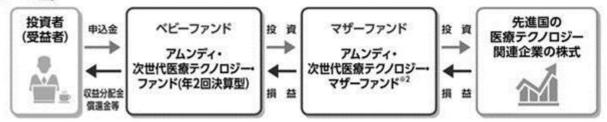
(2)【ファンドの沿革】

2018年7月31日 ファンドの投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファミリーファンド方式 ¹で運用を行います。

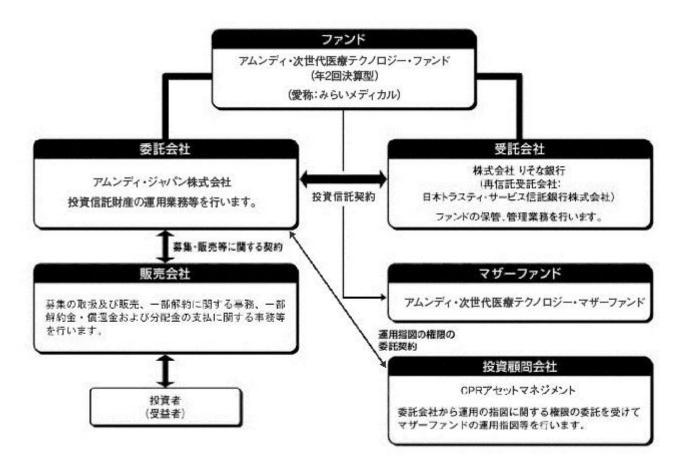
【イメージ図】



- 1 ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご 投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファン ドに投資して実質的な運用を行います。
- 2 マザーファンドにかかる運用指図の権限は、CPRアセットマネジメントに委託します。

^{*}CPRアセットマネジメントは、フランス・パリを本拠とする、世界トップクラスの資産運用会社アムンディ傘下の子会社で、アムンディのテーマ株運用の中核的な運用会社です。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下のとおりです。 ファンドの関係法人



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要		
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約 の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払 い等に関する契約		
投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償 還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約		
運用指図の権限の委託契約	委託会社と投資顧問会社との間において締結しており、委託会社が投 資顧問会社へマザーファンドの運用の指図権限を委託するにあたり、 委託する業務の内容等を規定しています。		

委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社(金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長(金商)第350号)					
資本金の額	12億円					
会社の沿革	昭和46年11月22日	山一投資カウンセリング株	山一投資カウンセリング株式会社設立			
	昭和55年 1月 4日	山一投資カウンセリング株	式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更			
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資	顧問株式会社(現アムンディ・ジャパンホー	ルディング株式会	社)が主	
		要株主となる				
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社から	エスジー山一アセットマネジメント株式会社へ	丶 社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免	証券投資信託委託会社の免許取得			
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会				
		社へ社名変更				
	平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う				
	平成22年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ				
		社名变更				
大 株 主	名	称	住 所	所有株式数	比率	
の状況	アムンディ・ジャパンフ	トールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%	

(本書作成日現在)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。 投資態度

- (イ)マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として先進国の医療テクノロジー関連企業の株式に投資を行うことにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。このほか、日本を含む世界各国の株式に直接投資することがあります。
- (ロ)マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- (八) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- (二)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、投資信託約款に 定めるものに限ります。)にかかる権利
 - 八. 金銭債権
 - 二.約束手形
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主としてアムンディ・ジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社 りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「アムンディ・次世代医療テクノロ ジー・マザーファンド」の受益証券ならびに次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資すること を指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含みます。)または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもの をいいます。)
- 14.投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券 発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券、14.の証券のうち投資法人債券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券(ただし、新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により 運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 の1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

《マザーファンド概要》 アムンディ・次世代医療テクノロジー・マザーファンド

1.基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

2. 運用方針

(1)投資対象

主に、先進国の医療テクノロジー関連企業の株式に投資します。

(2)投資態度

主として先進国の医療テクノロジー関連企業の株式に投資を行うことにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。

個別銘柄選択を重視した運用を行います。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用にあたっては、CPRアセットマネジメントに運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

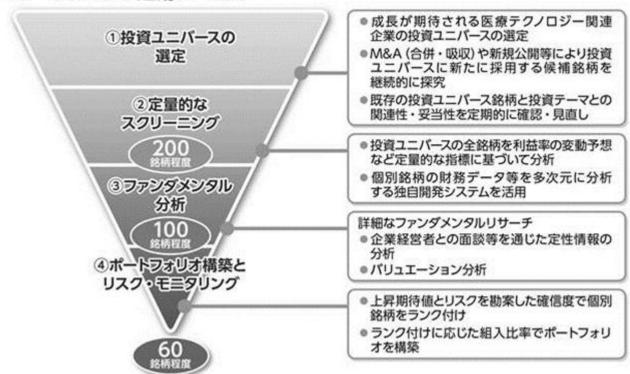
投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。)について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以下となるよう調整を行うこととします。

マザーファンドの運用プロセス



*マザーファンドの運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(3)【運用体制】

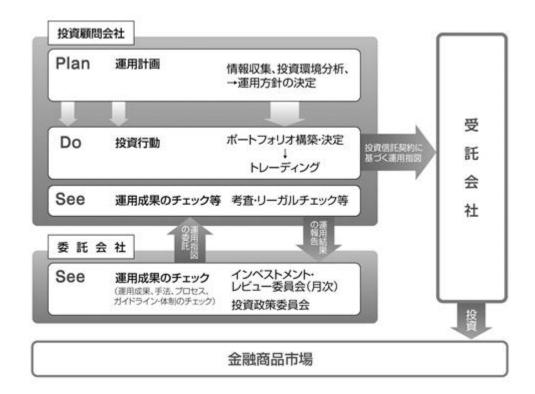
投資戦略の決定および運用の実行

CPRアセットマネジメントをマザーファンドの投資顧問会社とし、委託会社は運用指図の権限を 委託します。

運用結果の評価

月次で開催するインベストメント・レビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者に フィードバックされます。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



* 委託会社の運用成果のチェック・・委託会社のインベストメント・レビュー委員会 (8名以上)、投資政策委員会(3名以上)

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施 投資顧問会社・・定期的に運用報告を受け取り、必要に応じてレビューミーティング

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(原則として毎年1月および7月の各15日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- (a) 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- (b) 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- (c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一 の運用を行います。

収益の分配

- 1) 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - ()配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - () 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額(以下「売買益」といいます)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- 2) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払

- 1) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約(自動けいぞく投資契約)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じるものとします。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(5)【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。)について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以下となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1)基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として株式など値動きのある有価証券(外 貨建資産には為替変動リスクがあります)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。 したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落によ り、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に 帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等の影響を受け、短期的または長期的に大きく下落することがあります。実質的に組入れられた株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

特定の業種への集中投資リスク

ファンドは、特定業種の投資比率が高くなるため、市場動向にかかわらず、ファンドの基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

為替変動リスク

ファンドが実質的に投資する外貨建資産については原則として為替へッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。円高となった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

信用リスク

ファンドが実質的に投資する株式について、発行体(企業)の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、市場で売買可能な株式数が 少ない株式では、売却価格が著しく低下することがあり、その影響を受けファンドの基準価額の 下落要因となります。

カントリーリスク

海外市場に投資する場合、投資対象国・地域の社会情勢または国際情勢の変化により、市場が不安定になることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

基準価額の変動要因(投資リスク)は前記に限定されるものではありません。

(2)その他の留意点

ファンドの繰上償還

ファンドの投資信託財産の純資産総額が30億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

ファミリーファンド方式の留意点

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを他のファンド (ベビーファンド)が投資対象としている場合、当該他のファンドにおいて追加設定または一部解約等に伴う資金変動等があり、その結果として当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

追加設定・一部解約によるファンドの資金流出入に関する留意点

ファンドの追加設定(ファンドへの資金流入)および一部解約(ファンドからの資金流出)による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、原則的に迅速に株式組入を行いますが、買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当するため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その場合には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。

規制の変更に関する留意点

- ・ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能 性があります。
- ・将来規制が変更された場合、ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

換金の中止

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生したときは、換金請求の受付が中止されることがあります。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

投資信託は、金融機関の預金とは異なります。

投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(3)投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上 げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います(第一種金融商品取引業者・登録金融機関 は販売の窓口となります)。
- ・投資信託は値動きのある証券(外貨建資産には為替変動リスクによる影響があります)に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになりま す。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他費用等がかかります
- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ) の適用はありません。

(4)リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・運用パフォーマンスの評価・分析 リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

・運用リスクの管理

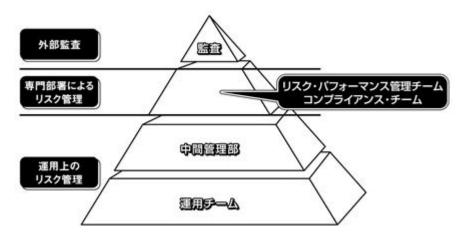
リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを 行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプラ イアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大な コンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講 じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

(ご参考)

マザーファンドの投資顧問会社であるCPRアセットマネジメントのリスク管理体制は下記の通りです。

CPRアセットマネジメントのリスクモニターおよびリスク管理は次の3段階で行っています。



・運用上のリスク管理

ファンドの運用を担当するチームは、親会社であるアムンディの中間管理部・業務部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジション流動性、パフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規程の遵守状況の確認を行います。

・専門部署によるリスク管理

リスク・パフォーマンス管理チームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク、発行体信用リスクおよび運用監査の3項目のチェックを行います。ファンド・マネージャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。

また、コンプライアンス・チームは社内外の法令遵守等についてのチェックを行います。

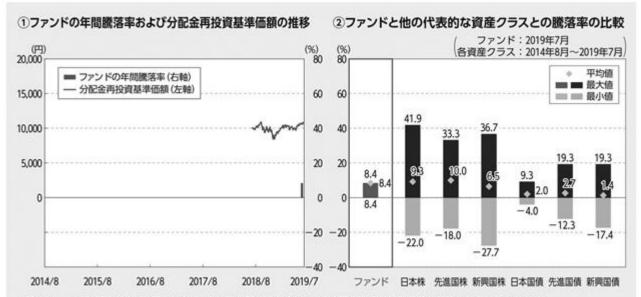
EDINET提出書類 アムンディ・ジャパン株式会社(E09666) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

・外部監査等

クレディ・アグリコル・エス・エー (アムンディの母体) およびアムンディの独立した監査 チームが、適切な業務遂行とリスク管理システムの適切性の調査を随時行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)



- ★①のグラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- *②のグラフは、ファンドについては2019年7月の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、他の代表的な 資産クラスについては2014年8月から2019年7月までの5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。
- *年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金 (税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。
- *②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は 東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての 権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の 停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、 知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の 時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該 データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の 知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

料率上限(本書作成日現在)	役務の内容
3.3% (税抜3.0%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、なら びに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお 支払いいただきます。

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。





(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.793%(税抜1.63%)を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

信託報酬の配分は次のとおりとします。

[信託報酬の配分]

支払先	料率(年率)	役務の内容
禾≒€△→	0 90% (## \	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、
│ 委託会社		法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.80%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座
双冗云 社	0.00% (和版)	内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
平式会计 0.020% (預集)		ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図
受託会社	0.03%(税抜)	の実行等の対価

信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

委託会社がマザーファンドの投資顧問会社に支払う報酬額は、投資信託財産の日々の純資産総額に年率0.80%を上限として乗じて得た金額とし、毎計算期間末または信託終了のとき、委託会社の報酬から支払うものとします。

前記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

(4)【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託会社の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記 の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

前記 において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は委託会社が定める期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、委託会社の定める時期または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額、およびコール・ローンの取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。当該諸費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2019年3月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。また、2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として申告分離課税 または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告 不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税 が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率 20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)

申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、 上場株式等の配当所得(収益分配金を含みます。)と当該上場株式等の譲渡損失(解約 損、償還損を含みます。)の損益通算(特定公社債等(公募公社債投資信託を含みま す。)の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。)をすることができます(当 該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。)。なお、損益通算してもなお控除し きれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

(注)ファンドは、配当控除は適用されません。

* 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置(ジュニアNISA)もあります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます(地方税の源泉徴収はありません。)。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率 15.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%)

(注)ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

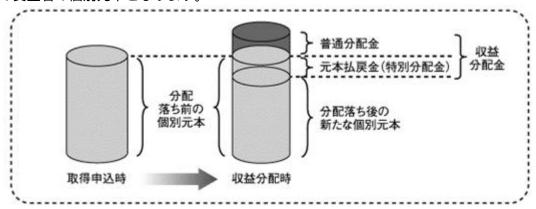
個別元本について

- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等(申込手数料は含まれません。)が受益者の元本(個別元本)に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金) を控除した額が、その後の個別元本となります。
 - 「元本払戻金(特別分配金)」については、後記「 収益分配金の課税について」をご 参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から前記元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は令和元年7月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てで表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が 一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	43,301,519,558	99.29
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		307,077,401	0.70
合計 (純資産総額)	•	43,608,596,959	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

<参考情報>

「アムンディ・次世代医療テクノロジー・マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	2,430,973,000	5.61
	アメリカ	29,896,848,150	69.04
	ドイツ	133,727,105	0.30
	フランス	279,075,423	0.64
	イギリス	619,401,195	1.43
	スイス	1,548,042,276	3.57
	オランダ	1,989,494,333	4.59
	ベルギー	390,727,830	0.90
	デンマーク	211,832,349	0.48
	アイルランド	4,998,196,922	11.54
	小計	42,498,318,583	98.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		801,799,633	1.85
合計 (純資産総額)		43,300,118,216	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

その他の資産の投資状況

種類	国/ 地域	取引所	資産名	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額 (現地通貨)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
通貨先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO FX CURR	買建	50	米ドル	7,072,500.00	760,412,100	1.75

(注1)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

(注2)評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	国/地域	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	日本	25,192,624	0.05
為替予約取引(売建)	日本	225,347,891	0.52

(注1)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

(注2)為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額(円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	アムンディ・次世代医療テクノ ロジー・マザーファンド	38,873,794,379	1.0861	42,222,532,578	1.1139	43,301,519,558	99.29

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.29
	合計	99.29

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

<参考情報>

「アムンディ・次世代医療テクノロジー・マザーファンド」 投資有価証券の主要銘柄(評価額上位30銘柄)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額(円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	ABBOTT LABORATORIES	ヘルスケア機器・ サービス	433,478	9,105.11	3,946,868,513	9,593.99	4,158,787,238	9.60
2	アイルラ ンド	株式	MEDTRONIC PLC	ヘルスケア機器・ サービス	364,104	10,844.44	3,948,505,729	11,271.39	4,103,961,825	9.47
3	アメリカ	株式	DANAHER CORP	ヘルスケア機器・ サービス	198,215	15,330.19	3,038,673,690	15,502.92	3,072,912,873	7.09
4	アメリカ	株式	BECTON DICKINSON	ヘルスケア機器・ サービス	89,105	27,511.99	2,451,456,189	28,032.37	2,497,825,148	5.76
5	アメリカ	株式	STRYKER	ヘルスケア機器・ サービス	105,000	22,324.43	2,344,065,528	23,206.59	2,436,691,992	5.62
6	アメリカ	株式	INTUITIVE SURGICAL	ヘルスケア機器・ サービス	38,200	57,356.48	2,191,017,841	57,757.36	2,206,331,518	5.09
7	アメリカ	株式	BOSTON SCIENTIFIC	ヘルスケア機器・ サービス	470,000	4,611.76	2,167,530,960	4,656.31	2,188,465,888	5.05
8	オランダ	株式	KONINKLIJKE PHILIPS NV	ヘルスケア機器・ サービス	326,777	4,793.06	1,566,263,238	5,134.21	1,677,743,162	3.87
9	アメリカ	株式	BAXTER INTL.	ヘルスケア機器・ サービス	173,669	8,909.56		9,360.42		3.75
10	アメリカ	株式	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	ヘルスケア機器・ サービス	64,282	20,738.28	1,333,098,732	23,560.75	1,514,532,568	3.49
11	アメリカ	株式	IDEXX LABORATORIES	ヘルスケア機器・ サービス	27,800	30,862.45	857,976,143	31,076.47	863,925,921	1.99
12	日本	株式		精密機器	100,700	8.233.00	829,063,100	8,405.00	846,383,500	1.95
13	スイス		ALCON INC	ヘルスケア機器・ サービス	129,500	6,567.34	850,470,857	6,425.78	832,139,649	1.92
14	アメリカ	株式	RESMED INC	ヘルスケア機器・ サービス	51,500	13,491.22	694,798,312	14,147.10	728,575,691	1.68
15	アメリカ	株式	COOPER COS INC/THE	ヘルスケア機器・ サービス	18,700	36,061.96	674,358,681	37,056.01	692,947,529	1.60
16	アメリカ	株式	DEXCOM INC	ヘルスケア機器・ サービス	38,600	16,416.59	633,680,389	16,990.20	655,822,090	1.51
17	アメリカ	株式	ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	ヘルスケア機器・ サービス	44,000	14,615.06	643,063,025	14,847.82	653,304,467	1.50
18	イギリス	株式	SMITH & NEPHEW	ヘルスケア機器・ サービス	252,000	2,314.96	583,369,935	2,457.94	619,401,195	1.43
19	アメリカ	株式	INSULET CORP	ヘルスケア機器・ サービス	34,272	13,112.84	449,403,526	13,670.17	468,504,107	1.08
20	日本	株式	テルモ	精密機器	145,600	3,230.00	470,288,000	3,182.00	463,299,200	1.06
21	アメリカ	株式	HILL-ROM HOLDINGS INC	ヘルスケア機器・ サービス	38,255	11,377.86	435,260,309	11,716.82	448,227,102	1.03
22	アメリカ	株式	DENTSPLY SIRONA INC	ヘルスケア機器・ サービス	71,785	6,202.25	445,229,061	6,156.62	441,953,598	1.02
23	アメリカ	株式	TELEFLEX INC	ヘルスケア機器・ サービス	11,400	38,107.11	434,421,082	37,706.77	429,857,191	0.99
24	アメリカ	株式	ABIOMED INC	ヘルスケア機器・ サービス	13,900	28,587.17	397,361,672	30,335.54	421,664,106	0.97
25	スイス	株式	SONOVA HOLDING AG	ヘルスケア機器・ サービス	16,767	24,480.76	410,468,953	25,139.14	421,508,010	0.97
26	アメリカ	株式	ALIGN TECHNOLOGY INC	ヘルスケア機器・ サービス	18,000	30,886.35	555,954,336	22,081.08	397,459,440	0.91
27	アイルラ ンド	株式	STERIS PLC	ヘルスケア機器・ サービス	24,000	16,330.83	391,940,057	16,243.85	389,852,467	0.90
28	アメリカ	株式	PENUMBRA INC	ヘルスケア機器・ サービス	17,500	18,765.38	328,394,276	19,499.79	341,246,388	0.78
29	アメリカ	株式	MASIMO CORP	ヘルスケア機器・ サービス	19,082	16,777.27	320,143,965	17,192.27	328,063,086	0.75
30	アメリカ	株式	HOLOGIC INC	ヘルスケア機器・ サービス	56,000	5,449.67	305,182,009	5,594.96	313,317,760	0.72

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

国内/外国	種類	業種	投資比率(%)
国内	株式	電気機器	0.59
		精密機器	4.01
		卸売業	0.40
		サービス業	0.60
外国	株式	ヘルスケア機器・サービス	89.00
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.53
=	計		98.14

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	国/ 地域	取引所	資産名	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額 (現地通貨)	評価額(円)	投資 比率 (%)
通貨先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO FX CURR	買建	50	米ドル	7,072,500.00	760,412,100	1.75

- (注1)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。
- (注2)評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/ 地域	資産名	買建/売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	日本	米ドル買/円売	買建	231,912.22	25,201,928	25,192,624	0.05
為替予約取引	日本	米ドル売/円買	売建	1,842,964.67	200,000,000	200,145,963	0.46
為替予約取引	日本	ユーロ売/円買	売建	207,953.86	25,201,928	25,201,928	0.05

- (注1)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。
- (注2)為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

令和元年7月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1期計算期間末 (平成31年 1月15日)	34,521,815,648	34,521,815,648	0.8967	0.8967
第2期計算期間末 (令和元年 7月16日)	41,751,633,701	43,822,651,364	1.0080	1.0580
平成30年 7月末日	4,786,870,633	-	1.0000	-
8月末日	7,464,332,353	-	1.0255	-
9月末日	17,930,442,461	-	1.0801	-
10月末日	27,200,833,594	-	0.9560	-
11月末日	33,942,524,007	-	1.0000	-
12月末日	33,957,117,484	-	0.9003	-
平成31年 1月末日	37,305,581,041	-	0.9442	-
2月末日	41,236,151,676	-	1.0126	-
3月末日	43,257,523,509	-	1.0247	-
4月末日	42,627,879,475	-	1.0091	-
令和元年 5月末日	42,473,806,893	-	0.9897	-
6月末日	44,384,191,231	-	1.0451	-
7月末日	43,608,596,959	-	1.0328	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)	
第1期計算期間	自 平成30年 7月31日 至 平成31年 1月15日	0.0000
第2期計算期間	自 平成31年 1月16日 至 令和元年 7月16日	0.0500

【収益率の推移】

	収益率(%)	
第1期計算期間	自 平成30年 7月31日 至 平成31年 1月15日	10.3
第2期計算期間	自 平成31年 1月16日 至 令和元年 7月16日	18.0

(注)収益率は以下の計算式により算出しております。

(当該計算期間末分配付基準価額 - 当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額) ÷ (当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額) × 100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額(10,000円)を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 平成30年 7月31日 至 平成31年 1月15日	39,431,957,645	934,788,253	38,497,169,392
第2期計算期間	自 平成31年 1月16日 至 令和元年 7月16日	8,914,906,219	5,991,722,342	41,420,353,269

⁽注1)全て本邦内におけるものです。

⁽注2)第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

2019年7月末日現在



分配の推移

決算日	分配金(円)
1期(2019年1月15日)	0
2期(2019年7月16日)	500
設定來累計	500

*分配金は1万口当たり・税引前で

主要な資産の状況「ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄はマザーファンド(アムンディ・ 次世代医療テクノロジー・マザーファンド)のボートフォリオの状況を記載しています。]

資産配分

資産	比率(%)
国内株式	5.57
外国株式	91.88
現金等	2.54
合計	100.00

※比率は純資産総額に対する実質投資割合

です。 ※四捨五入の関係で合計が100.00%となら

ない場合があります。 ※現金等には未払諸費用等を含みます。

その他の資産

資産	比率(%)
先物	1.74

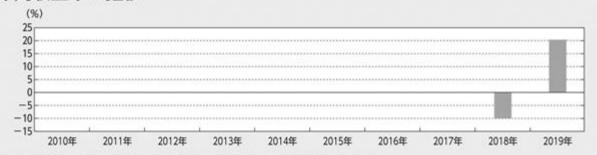
※比率は純資産総額に対する実質投資割合 です。

組入上位10銘柄 (マザーファンド)

	銘柄名	8	比率(%)
1	アボットラボラトリーズ	アメリカ	9.60
2	メドトロニック	アメリカ	9.48
3	ダナハー	アメリカ	7.10
4	ベクトン・ディッキンソン	アメリカ	5.77
5	ストライカー	アメリカ	5.63
6	インテュイティブサージカル	アメリカ	5.10
7	ボストン・サイエンティフィック	アメリカ	5.05
8	フィリップス	オランダ	3.87
9	バクスターインターナショナル	アメリカ	3.75
10	エドワーズライフサイエンス	アメリカ	3.50

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する評価額比です。

年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
※ファンドにはベンチマークはありません。
※2018年は設定日(7月31日)から年末まで、2019年は年初から7月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

お取扱いのファンド、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等について、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

1【申込(販売)手続等】

(1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、取得申込日がユーロネクストの休業日、フランスの祝休日、ニューヨーク証券取引所の休業日、米国証券業金融市場協会が定める休業日、その他委託会社が指定する日のいずれかに該当する場合の取得申込みの受付は行いません(以下「申込受付不可日」といいます。)。申込受付不可日に関しては販売会社(販売会社については(2)のお問合せ先にご照会ください。)へお問合せください。

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

取得申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。ただし、前記所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ファンドの取得申込者は、取得申込総金額を販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社に支払うものとします。申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は販売会社により異なる場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2)ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: https://www.amundi.co.jp

- (3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社(販売会社については前記(2)のお問合せ先にご照会ください。)へお問合せください。
 - また、販売会社により「定時定額購入コース」等を取扱う場合があります。詳しくは販売会社 へお問合せください。
- (4) 取得申込時には、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額をご負担いただくものとします。

詳しくは販売会社にお問合せください。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(5) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

2【換金(解約)手続等】

(1) 換金を行う受益者(販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める換金単位をもって投資信託契約の一部解約の実行の請求(以下、「解約請求」といいます。)を行うことで換金ができます。

ただし、ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日、ニューヨーク証券取引所の休業日、米国証券業金融市場協会が定める休業日、その他委託会社が指定する日のいずれかに該当する場合には、解約請求の申込みの受付は行いません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。ただし、前記所定の時間までに解約請求の申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの解約請求の申込みは、翌営業日の取扱いとなります。解約請求の申込締切時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

- (2) 解約価額は、解約請求の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。解約価額は販売会社または委託会社(前記「1 申込(販売)手続等(2)」のお問合せ先にご照会ください。)にお問合せください。なお換金代金は、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、換金(解約)手数料はありません。
- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取消すことができるものとします。
- (6) 前記(5)により投資信託契約の一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該一部解約の実行の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。

買取請求による換金のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申 込みの販売会社にお問合せください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

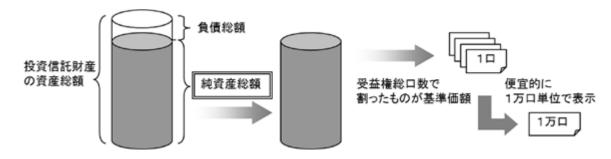
基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

対象	評価方法	
株式	原則として、基準価額計算日 の金融商品取引所の終値で評価します。	
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。	
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。	
投資信託受益証券 (親投資信託)	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。	

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されます。ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次のとおりです。

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: https://www.amundi.co.jp

追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金 ¹は、原則として、受益者ごとの 信託時の受益権の価額等 ²に応じて計算されるものとします。

- 1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2018年7月31日から2028年7月14 日までとします。

ただし信託期間中に「(5) その他 信託の終了(ファンドの繰上償還)」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この投資信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 信託の終了(ファンドの繰上償還)」をご覧ください。

なお委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたとき は、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年1月16日から7月15日まで、および7月16日から翌年 1月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日から 2019年1月15日までとします。

前記 にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が 休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間 が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

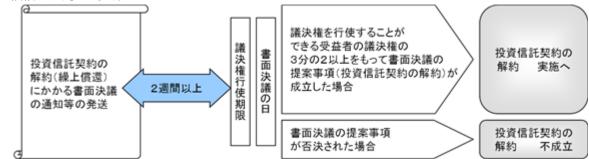
信託の終了(ファンドの繰上償還)

- (イ)委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終 了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとす る旨を監督官庁に届け出ます。
 - A ファンドの投資信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなったとき
 - B 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
 - C やむを得ない事情が発生したとき
- (ロ)委託会社は、前記(イ)にしたがい、信託を終了させる場合、以下の手続により行います。
 - 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議(以下「書面 決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日な らびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前まで に、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項 を記載した書面決議の通知を発します。
 - 2) 前記1)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下2)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - 3)前記1)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - 4) 前記1)から前記3)までの規定は、以下に掲げる場合には適用しません。
 - 1.投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記1)から3)までの規定による投資信託契約の解除の手続きを行うことが困難な場合

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2. 委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合

<信託の終了の手続>



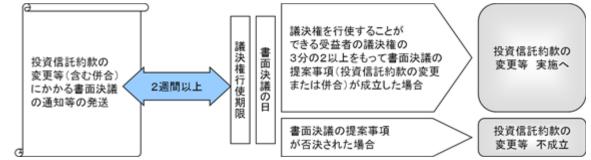
- (ハ)ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付けません。
- (二)委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に したがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ホ)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、後記「投資信託約款の変更等」(ロ)の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (へ)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更等

- (イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、投資信託約款は「投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ロ)委託会社は、前記(イ)の事項((イ)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ハ)(口)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下(ハ)において同じ)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (二)(口)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (ホ)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (へ)(ロ)から(ホ)の規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合に おいて、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁 的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ト)前記(イ)から前記(へ)にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- < 投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続 >



(チ)ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付けません。

運用報告書の作成

委託会社は、毎年1月、7月の計算期間末ごとおよび償還時に、交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社より交付します。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: https://www.amundi.co.jp

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の一定期間前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとします。投資顧問会社との運用指図の権限の委託に関わる「投資顧問契約」にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から、信託期間満了日または前記の信託の終了する日までとします。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、ファンドの重大な約款の変更等またはファンドの繰上償還を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付けません。

その他

- (イ)ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を1月、7月の各計算期間末から3ヵ月以内に提出します。
- (ロ)受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合 には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします)に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日の翌 営業日)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されてい る受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きま す。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販 売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし ます)に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものと します。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

途中換金(買取)請求権

- 1) 受益者は、販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2)換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。
 - *買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会 社の本支店営業所等にお問合せください。

帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵 省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12 年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(平成31年1月16日から令和元年7月16日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アムンディ・次世代医療テクノロジー・ファンド(年2回決算型)

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第1期計算期間末 (平成31年 1月15日)	第2期計算期間末 (令和元年 7月16日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	500,388,652	3,246,243,399
親投資信託受益証券	34,201,601,648	41,222,532,578
流動資産合計	34,701,990,300	44,468,775,977
資産合計	34,701,990,300	44,468,775,977
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	2,071,017,663
未払解約金	3,122,982	273,423,859
未払受託者報酬	3,239,672	6,778,515
未払委託者報酬	172,782,543	361,520,839
未払利息	1,453	9,160
その他未払費用	1,028,002	4,392,240
流動負債合計	180,174,652	2,717,142,276
負債合計	180,174,652	2,717,142,276
純資産の部		
元本等		
元本	38,497,169,392	41,420,353,269
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	3,975,353,744	331,280,432
(分配準備積立金)	-	288,199,925
元本等合計	34,521,815,648	41,751,633,701
純資産合計	34,521,815,648	41,751,633,701
負債純資産合計	34,701,990,300	44,468,775,977

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1期計算期間 自 平成30年 7月31日 至 平成31年 1月15日	第2期計算期間 自 平成31年 1月16日 至 令和元年 7月16日
営業収益		
有価証券売買等損益	3,828,398,352	6,920,930,930
二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	3,828,398,352	6,920,930,930
三世 三世 三世		
支払利息	180,543	256,348
受託者報酬	3,239,672	6,778,515
委託者報酬	172,782,543	361,520,839
その他費用	1,201,732	4,452,506
営業費用合計	177,404,490	373,008,208
営業利益又は営業損失()	4,005,802,842	6,547,922,722
経常利益又は経常損失()	4,005,802,842	6,547,922,722
当期純利益又は当期純損失()	4,005,802,842	6,547,922,722
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	3,061,543	721,424,608
期首剰余金又は期首欠損金()	-	3,975,353,744
剰余金増加額又は欠損金減少額	48,529,862	551,153,725
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	535,838,753
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	48,529,862	15,314,972
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,142,307	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	21,142,307	-
分配金	-	2,071,017,663
期末剰余金又は期末欠損金()	3,975,353,744	331,280,432

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.	有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたって は、基準価額で評価しております。
2.	その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は当期末が休日のため、平成31年1月16日から令 和元年7月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	第1期計算期間末 (平成31年 1月15日)	第2期計算期間末 (令和元年 7月16日)
1 .	期首元本額	4,786,870,633円	38,497,169,392円
	期中追加設定元本額	34,645,087,012円	8,914,906,219円
	期中一部解約元本額	934,788,253円	5,991,722,342円
2 .	計算期間末日における受益権 の総数	38,497,169,392□	41,420,353,269□
3 .	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は3,975,353,744円 であります。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	一	<u> </u>			
	第1期計算期間			第2期計算期間	
	自 平成30年 7月31日			自 平成31年 1月16	6日
	至 平成31年 1月15日			至 令和元年 7月16	日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を 委託するために要する費用 当ファンドの投資対象である親投資信託の運用指図 に係る権限を委託するために要する費用として、 信託約款第39条に規定する計算期間を通じて毎日、 投資信託財産の純資産総額に年10,000分の80以内の 率を乗じて得た額を支払っております。		1.	信託財産の運用の指図に係る権 委託するために要する費用 同左	限の全部又は一部を	
2.	分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収 (1万口当たり3円)ですが、分 せん。 なお、分配金の計算過程におい 配当等収益額及び収益調整金相 によっております。	予配を行っておりま ては、親投資信託の	2.	分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収 円(1万口当たり579円)のうち (1万口当たり500円)を分配を す。 なお、分配金の計算過程におい 配当等収益額及び収益調整金相 によっております。	52,071,017,663円 た額としておりま ては、親投資信託の
Α	費用控除後の配当等収益額	0円	Α	費用控除後の配当等収益額	170,872,645円
В	費用控除後・繰越欠損金補填	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填	2,188,344,943円
	後の有価証券売買等損益額			後の有価証券売買等損益額	
C	収益調整金額	15,259,506円	C	収益調整金額	43,080,507円
D	分配準備積立金額	0円	D	分配準備積立金額	0円
E	当ファンドの分配対象収益額	15,259,506円	E	当ファンドの分配対象収益額	2,402,298,095円
	(A+B+C+D)	_		(A+B+C+D)	_
F	当ファンドの期末残存受益権	38,497,169,392□	F	当ファンドの期末残存受益権	41,420,353,269□
		۰			570 T
G	1万口当たり分配対象収益額	3円	G	1万口当たり分配対象収益額	579円
1	(E / F × 10,000)	٥Ш	۱	(E / F × 10,000)	E00[
H	1万口当たり分配金額	0円	H	1万口当たり分配金額	500円
I	分配金額(F×H/10,000)	0円	I	分配金額(F×H/10,000)	2,0/1,01/,663円

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

,	第1期計算期間	第2期計算期間
項目	自 平成30年 7月31日	自 平成31年 1月16日
	至 平成31年 1月15日	至 令和元年 7月16日
1. 金融商品に対する取組 方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び当 当ファンド及び主要投資対象で 該金融商品に係るリス ある親投資信託受益証券が保有

通貨先物取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクがあります。

また、一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク 管理体制

デリバティブ取引については、 組織的な管理体制により、日々 ポジション並びに評価金額及び 評価損益の管理を行っておりま す。 同左

同左

. 金融商品の時価等に関する事項

・立照的中の時間寺に関す		
項目	第1期計算期間末 (平成31年 1月15日)	第2期計算期間末 (令和元年7月16日)
1. 貸借対照表計上額、時 価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品とからいる語ので決済では、時価に対抗のを決済のでは、のので決済のでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、	ブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券
	(3)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(3)デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補 足説明	金融では、	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第1期計算期間末	第2期計算期間末
種類	(平成31年 1月15日)	(令和元年 7月16日)
	当計算期間の損益に	当計算期間の損益に
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	3,828,893,383	6,180,153,148
合計	3,828,893,383	6,180,153,148

(デリバティブ取引等に関する注記) 第1期計算期間末(平成31年1月15日)

該当事項はありません。

第2期計算期間末(令和元年 7月16日) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 第1期計算期間(自 平成30年7月31日 至 平成31年1月15日) 該当事項はありません。

第2期計算期間(自 平成31年1月16日 至 令和元年7月16日) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第1期計算期間末 (平成31年 1月15日)	第2期計算期間末 (令和元年 7月16日)
1口当たり純資産額	0.8967円	1.0080円
(1万口当たり純資産額)	(8,967円)	(10,080円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託	日本円	アムンディ・次世代医療テク			
受益証券		ノロジー・マザーファンド	37,961,628,675	41,222,532,578	
	小計		37,961,628,675	41,222,532,578	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	98.7%	100.0%	
	親投資信託受益証券 合計		41,222,532,578		
合計		41,222,532,578			

⁽注)組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「アムンディ・次世代医療テクノロジー・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「アムンディ・次世代医療テクノロジー・マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1)貸借対照表

(単位:円)

		(単位:円)		
	(平成31年 1月15日)	(令和元年 7月16日)		
資産の部				
流動資産				
預金	130,103,089	16,088,798		
コール・ローン	412,373,892	541,745,113		
株式	33,371,427,575	40,592,487,170		
派生商品評価勘定	10,315,614			
未収入金	203,830,681			
未収配当金	45,067,175	48,230,192		
差入委託証拠金	26,812,615	29,269,044		
流動資産合計	34,199,930,641	41,227,820,317		
資産合計	34,199,930,641	41,227,820,317		
負債の部				
流動負債				
派生商品評価勘定		4,487,503		
未払利息	1,197	1,528		
流動負債合計	1,197	4,489,031		
負債合計	1,197	4,489,031		
純資産の部				
元本等				
元本	37,559,413,187	37,961,628,675		
剰余金				
剰余金又は欠損金()	3,359,483,743	3,261,702,611		
元本等合計	34,199,929,444	41,223,331,286		
純資産合計	34,199,929,444	41,223,331,286		
負債純資産合計	34,199,930,641	41,227,820,317		

(2)注記表

び評価方法

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

` —			
1.	有価証券の評価基準及	株式	

| 怀圦 | 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価 | にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のない

ものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者から 提示される気配相場に基づいて評価しております。

2. デリバティブ等の評価 基準及び評価方法

(1) 先物取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日(本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ)に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

(2)為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

3. 収益及び費用の計上基 進

受取配当金

原則として、権利落ち日において、その金額が確定している場合には 当該金額、いまだ確定していない場合には入金時に計上しておりま す。

4. その他財務諸表作成の ための基本となる重要 な事項 外貨建取引等の処理基準

「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	(平成31年 1月15日)	(令和元年 7月16日)
1 .	本報告書開示対象ファンドの期首 における当該親投資信託の元本額	4,750,000,000円	37,559,413,187円
	同期中における追加設定元本額	32,838,630,172円	5,015,318,564円
	同期中における一部解約元本額	29,216,985円	4,613,103,076円
	同期末における元本の内訳 アムンディ・次世代医療テクノロ ジー・ファンド(年 2 回決算型) 合計	37,559,413,187円 37,559,413,187円	37,961,628,675円
2 .	本報告書開示対象ファンドの期末 における受益権の総数	37,559,413,187□	37,961,628,675□
3 .	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は3,359,483,743 円であります。	

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

	項目	自 平成30年 7月31日 至 平成31年 1月15日	自 平成31年 1月16日 至 令和元年 7月16日
1.	金融商品に対する取組 方針	信託約款に規定する「運用の基本 方針」の定めに従い、有価証券及 びデリバティブ取引等の金融商品 を投資対象として運用を行ってお ります。	同左
2.	金融商品の内容及び当 該金融商品に係るリス ク	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「(3)注記表(金融商品に関する注記)I.金融商品の状況に関する事項」に記載しております。	同左
3 .	金融商品に係るリスク 管理体制	同上	同左

. 金融商品の時価等に関する事項

<u> </u>	・並は同日のも、一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一							
	項目	(平成31年 1月15日)	(令和元年 7月16日)					
1.	貸借対照表計上額、時 価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左					
2.	金融商品の時価の算定 方法並びに有価証券及 びデリバティブ取引に 関する事項	短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	取引以外の金融商品 同左					
		(2)有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「(デリバティブ取引に関する注記事項については、「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。	(3)デリバティブ取引					
3.	金融商品の時価等に関 する事項についての補 足説明	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「(3)注記表(金融商品に関する注記) ・金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。	同左					

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	(平成31年 1月15日)	(令和元年 7月16日)	
種類	当期間の損益に	当期間の損益に	
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)	
株式	1,957,948,918	4,642,726,275	
合計	1,957,948,918	4,642,726,275	

(注)当期間とは、当ファンドの計算期間の開始日から本報告書開示対象ファンドの期末日までの期間 (平成30年7月31日から平成31年1月15日及び平成30年7月31日から令和元年7月16日まで)を指し ております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

(平成31年1月15日)

区分	区公 括粘		契約額等(円)		時価	評価損益
	↑里 <i>大</i> 只		うち1年超	(円)	(円)	
市場取引	通貨先物取引 買建					
	EURO FX CURR	1,161,064,947		1,171,380,561	10,315,614	
	合計	1,161,064,947		1,171,380,561	10,315,614	

(令和元年7月16日)

区分	種類	契約額等(円)		時価	評価損益
	1里大只		うち1年超	(円)	(円)
市場取引	通貨先物取引 買建				
	EURO FX CURR	768,105,328		763,617,825	4,487,503
	合計	768,105,328		763,617,825	4,487,503

(注)時価の算定方法

1. 先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日(本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ)に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2 . 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は計算期間末 日の対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てておりま す。
- 4.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成30年7月31日 至 平成31年1月15日)

該当事項はありません。

(自 平成31年1月16日 至 令和元年7月16日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

<u> </u>							
	(平成31年 1月15日)	(令和元年 7月16日)					
1口当たり純資産額	0.9106円	1.0859円					
(1万口当たり純資産額)	(9,106円)	(10,859円)					

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

\ Z 45	^h+T	14 -15 ¥P		評価額	/# ±z
通貨	銘柄 	株式数	単価	金額	備考
日本円	テルモ	145,600	3,230.00	470,288,000	
	HOYA	118,700	8,233.00	977,257,100	
	朝日インテック	127,500	2,762.00	352,155,000	
	エス・エム・エス	50,700	2,577.00	130,653,900	
	エムスリー	62,200	1,946.00	121,041,200	
小計		5		2,051,395,200	
	組入時価比率	5.0%		5.1%	
米ドル	ABBOTT LABORATORIES	433,478	83.81	36,329,791.18	
	ABIOMED INC	10,376	260.58	2,703,778.08	
	ALIGN TECHNOLOGY INC	25,473	284.30	7,241,973.90	
	ATRICURE INC	49,092	31.53	1,547,870.76	
	BAXTER INTL.	173,669	82.01	14,242,594.69	
	BECTON DICKINSON	89,105	253.24	22,564,950.20	
	BOSTON SCIENTIFIC	476,085	42.45	20,209,808.25	
	CARDIOVASCULAR SYSTEMS INC	66,227	45.89	3,039,157.03	
	COOPER COS INC/THE	19,823	331.94	6,580,046.62	
	DANAHER CORP	198,215	141.11	27,970,118.65	
	DENTSPLY SIRONA INC	71,785	57.09	4,098,205.65	
	DEXCOM INC	42,238	151.11	6,382,584.18	
	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	64,282	190.89	12,270,790.98	
	GLAUKOS CORP	36,403	75.55	2,750,246.65	
	HILL-ROM HOLDINGS INC	38,255	104.73	4,006,446.15	
	HMS HOLDINGS CORP	45,387	33.86	1,536,803.82	
	IDEXX LABORATORIES INC	32,975	284.08	9,367,538.00	
	INSULET CORP	34,272	120.70	4,136,630.40	
	INTUITIVE SURGICAL INC	38,255	527.75	20,189,076.25	
	IRHYTHM TECHNOLOGIES INC	36,403	80.36	2,925,345.08	
	MASIMO CORP	19,082	154.43	2,946,833.26	
	MEDTRONIC PLC	364,104	99.82	36,344,861.28	
	MERIT MEDICAL SYSTEMS INC	53,538	57.12	3,058,090.56	
	OMNICELL INC	26,398	74.23	1,959,523.54	
	PENUMBRA INC	22,416	172.73	3,871,915.68	
	R1 RCM INC	120,412	12.98	1,562,947.76	
	RESMED INC	44,089	123.75	5,456,013.75	
	STRYKER	108,556	205.49	22,307,172.44	
	VARIAN MED.SYS.	23,158	135.25	3,132,119.50	
	WRIGHT MEDICAL GROUP NV	128,192	26.68	3,420,162.56	
	ACCELERATE DIAGNOSTICS INC	64,467	19.37	1,248,725.79	
	CATALENT INC	38,904	53.98	2,100,037.92	
	ICON PLC	16,211	150.79	2,444,456.69	
	ILLUMINA INC	6,300	302.29	1,904,427.00	
	IQVIA HOLDINGS INC	15,933	158.40	2,523,787.20	
	REPLIGEN CORP	26,862	85.95	2,308,788.90	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	7,689	288.83	2,220,813.87	
小計		37		308,904,434.22	
				(33,352,411,762)	
	組入時価比率	80.9%		82.2%	
ユーロ	BIOCARTIS NV	231,559	10.66	2,468,418.94	
	FAGRON	75,952	15.92	1,209,155.84	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	326,777	39.55	12,924,030.35	
	SIEMENS HEALTHINEERS AG	70,858	36.25	2,568,602.50	
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	16,025	138.10	2,213,052.50	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

					有価証券届出書(<u>(内国投</u> 貿
	小計	銘柄数	5		21,383,260.13	
					(2,599,349,101)	
		組入時価比率	6.3%		6.4%	
英ポンド		SMITH & NEPHEW	230,171	17.54	4,037,199.34	
		UDG HEALTHCARE PLC	213,035	7.75	1,652,086.42	
	小計	銘柄数	2		5,689,285.76	
					(768,906,970)	
		組入時価比率	1.9%		1.9%	
スイスフラン		ALCON INC	119,485	60.00	7,169,100.00	
		SONOVA HOLDING AG	16,767	223.10	3,740,717.70	
		STRAUMANN HOLDING AG-REG	4,448	843.20	3,750,553.60	
	小計	銘柄数	3		14,660,371.30	
					(1,607,509,713)	
		組入時価比率	3.9%		4.0%	
デンマークク	フロー					
ネ		COLOPLAST A/S	16,488	793.20	13,078,281.60	
	小計	銘柄数	1		13,078,281.60	
					(212,914,424)	
		組入時価比率	0.5%		0.5%	
		合計			40,592,487,170	
		HRI			(38,541,091,970)	

(有価証券明細表注記)

- 1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
- 3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表「(2)注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

令和元年7月末日現在

資産総額	43,868,952,141円
負債総額	260,355,182円
純資産総額(-)	43,608,596,959円
発行済口数	42,224,870,171 🗆
1口当たり純資産額(/)	1.0328円
(1万口当たり純資産額)	(10,328円)

<参考情報>

「アムンディ・次世代医療テクノロジー・マザーファンド」

令和元年7月末日現在

資産総額	46,934,721,616円
負債総額	3,634,603,400円
純資産総額(-)	43,300,118,216円
発行済口数	38,873,794,379□
1口当たり純資産額(/)	1.1139円
(1万口当たり純資産額)	(11,139円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券 への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記 の申請のある場合には、前記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する 受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口 座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を開設 したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機 関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の 口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益 権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、 投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】 第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書作成日現在 資本金の額 12億円

発行株式総数 9,000,000株

発行済株式総数 2,400,000株

直近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

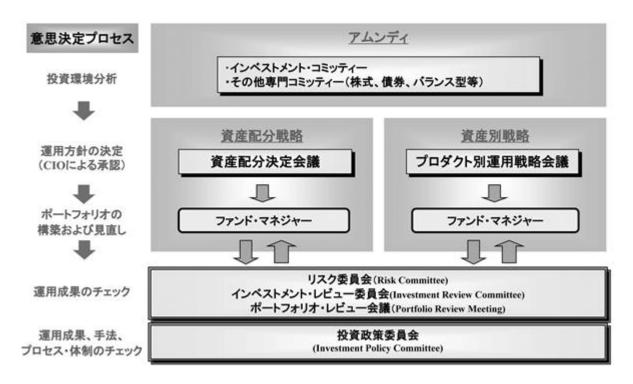
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その 決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見通し、および運用 戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンド・マネージャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを 行います。
- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリン グ結果等について報告を行います。
- ・インベストメント・レビュー委員会 (月次開催)では、プロダクトごとのより詳細な運用状況 を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催 し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパ フォーマンス結果等をフィードバックします。
- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投 資環境急変時には臨時会合を召集します。

前記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に 定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定 める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。ま た「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っ ています。

営業の概況

令和元年7月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下のとおりです。

種類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	9	42,857
追加型株式投資信託	166	1,928,087
合計	175	1,970,945

3【委託会社等の経理状況】

- (1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- (2)財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。
- (3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度に係る中間会計期間(平成31年1月1日から令和元年6月30日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

				(単位:千円)
		第 37 期		第 38 期
		(平成29年12月31日)		(平成30年12月31日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金		9,010,675		10,638,816
前払費用		67,557		60,736
未収入金		12,500		65,940
未収委託者報酬		2,801,064		3,362,163
未収運用受託報酬	*1	1,505,200	*1	834,156
未収投資助言報酬		4,663		4,292
未収収益	*1	377,628	*1	849,057
繰延税金資産		314,900		326,17
立替金		96,577		79,35
その他	_	69		874
流動資産合計	_	14,190,834		16,221,55
固定資産	_			
有形固定資産				
建物(純額)	*2	93,483	*2	83,12
器具備品(純額)	*2	103,175	*2	81,04
有形固定資産合計	_	196,658		164,16
無形固定資産	_			
ソフトウエア		38,852		33,52
ソフトウエア仮勘定		4,806		
商標権		845		83
無形固定資産合計	_	44,503		34,35
投資その他の資産	_			
金銭の信託		309,607		303,324
投資有価証券		126,784		119,93
関係会社株式		84,560		84,56
長期未収入金		1,000		
長期差入保証金		218,142		207,29
ゴルフ会員権		60		6
前払年金費用		8,553		_
貸倒引当金		1,000		
投資その他の資産合計	_	747,707		715,18
固定資産合計	_	988,868		913,70
資産合計	_	15,179,702		17,135,263

(単位	•	千円)	
(+ 12	٠	1111	

	第 37 期			第 38 期
		(平成29年12月31日)		(平成30年12月31日)
負債の部				
流動負債				
リース債務		991		-
預り金		1,259,125		95,842
未払償還金		686		686
未払手数料		1,363,261		1,699,255
関係会社未払金		243,647		397,289
その他未払金	*1	152,555	*1	586,484
未払費用		412,172		311,469
未払法人税等		163,910		168,056
未払消費税等		103,501		88,126
賞与引当金		672,011		656,427
役員賞与引当金	_	116,143		152,398
流動負債合計	_	4,488,002		4,156,033
固定負債				
繰延税金負債		11,885		5,479
退職給付引当金		11,320		55,750
賞与引当金		26,132		39,672
役員賞与引当金		54,701		112,090
資産除去債務	_	60,483		61,573
固定負債合計	_	164,521		274,565
負債合計	_	4,652,523		4,430,598
純資産の部				
株主資本				
資本金		1,200,000		1,200,000
資本剰余金				
資本準備金		1,076,268		1,076,268
その他資本剰余金	_	1,542,567		1,542,567
資本剰余金合計	_	2,618,835		2,618,835
利益剰余金				
利益準備金		110,093		110,093
その他利益剰余金		6,592,764		8,779,534
別途積立金		1,600,000		1,600,000
繰越利益剰余金	_	4,992,764		7,179,534
利益剰余金合計	_	6,702,856		8,889,626
株主資本合計	_	10,521,691		12,708,462
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金	_	5,488		3,796
評価・換算差額等合計	_	5,488		3,796
純資産合計	_	10,527,179		12,704,665
負債純資産合計	_	15,179,702		17,135,263

(2)【損益計算書】

		(単位:千円
	第 37 期	第 38 期
	(自平成29年 4月 1日	(自平成30年 1月 1日
	至平成29年12月31日)	至平成30年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,227,981	14,079,514
運用受託報酬	2,140,210	2,026,382
投資助言報酬	8,461	1,32
その他営業収益	773,256	1,777,330
営業収益合計	12,149,908	17,884,55
営業費用		
支払手数料	5,427,725	8,372,46
広告宣伝費	63,731	106,77
調査費	500,592	627,42
委託調査費	343,347	804,80
委託計算費	14,801	20,06
通信費	38,276	41,20
印刷費	68,664	181,29
協会費	21,264	28,77
営業費用合計	6,478,400	10,182,80
-般管理費	0, 110, 100	10,102,00
役員報酬	150,777	168,29
給料・手当		
	1,845,556	2,136,27
賞与	-	1,00
役員賞与	6,596	77,09
交際費	11,133	16,00
旅費交通費	64,237	86,61
租税公課	85,622	114,83
不動産賃借料	141,367	189,35
賞与引当金繰入	512,522	625,99
役員賞与引当金繰入	67,500	81,61
退職給付費用	95,770	219,00
固定資産減価償却費	39,898	53,70
商標権償却	195	31
福利厚生費	226,612	330,20
諸経費	174,049	337,40
一般管理費合計	3,421,834	4,437,68
常業利益	2,249,675	3,264,06
常業外収益		
有価証券利息	191	5
有価証券売却益	5,282	32
受取利息	144	22
為替差益	81,187	
雑収入	1,290	9,59
営業外収益合計	88,093	10,20
2.		-, -
有価証券売却損	<u> </u>	9
特別退職金	7,058	, and the second se
支払利息	410	7
文払利息 為替差損	410	
	-	35,86
雑損失	4,457	26.02
営業外費用合計 マニュ	11,926	36,03
を開発していた。 * 31 ギング 切り	2,325,843	3,238,22
兑引前当期純利益	2,325,843	3,238,22

EDINET提出書類

アムンディ・ジャパン株式会社(E09666)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

法人税等調整額	179,042	13,580
法人税等合計	740,485	1,051,456
当期純利益	1,585,357	2,186,770

(3)【株主資本等変動計算書】

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

(単位:千円)

				(11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-		
	株主資本					
	恣★仝		資本剰余金			
	資本金 -	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835		
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計						
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835		

	株主資本					
		その他	利益剰余金	지상자소스	株主資本	
	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計	
当期首残高	110,093	1,600,000	9,362,094	11,072,186	14,891,021	
当期変動額						
剰余金の配当			5,954,687	5,954,687	5,954,687	
当期純利益			1,585,357	1,585,357	1,585,357	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計			4,369,330	4,369,330	4,369,330	
当期末残高	110,093	1,600,000	4,992,764	6,702,856	10,521,691	

	評価・換		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計
当期首残高	679	679	14,891,701
当期変動額			
剰余金の配当			5,954,687
当期純利益			1,585,357
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	4,808	4,808	4,808
当期変動額合計	4,808	4,808	4,364,522
当期末残高	5,488	5,488	10,527,179

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金				
	貝쑤並	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835		
当期変動額						
当期純利益						
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計						
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835		

	株主資本					
		利益剰余金				
		その他	利益剰余金		株主資本	
	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計	
当期首残高	110,093	1,600,000	4,992,764	6,702,856	10,521,691	
当期変動額						
当期純利益			2,186,770	2,186,770	2,186,770	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計			2,186,770	2,186,770	2,186,770	
当期末残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462	

	評価・換		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計
当期首残高	5,488	5,488	10,527,179
当期变動額			
当期純利益			2,186,770
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	9,284	9,284	9,284
当期変動額合計	9,284	9,284	2,177,486
当期末残高	3,796	3,796	12,704,665

注記事項

(重要な会計方針)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1)関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理しております。)

- 3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年~18年

器具備品 4年~15年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって 退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(3)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(4)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2)連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

7. 未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

平成34年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	第37期	第38期	
	(平成29年12月31日)	(平成30年12月31日)	
未収収益	152,512 千円	162,554 千円	
その他未払金	92,102 千円	502,438 千円	

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	第37期	第38期	
	(平成29年12月31日)	(平成30年12月31日)	
 建物	89,844 千円	100,561 千円	
器具備品	208,275 千円	207,284 千円	

(損益計算書関係)

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

該当事項はありません。

第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
	(千株)	(千株)	(千株)	(千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成29年6月23日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1)	配当金の総額	300,000千円
(🗆)	1 株当たり配当額	125.00円
(八)	基準日	平成29年 3月31日
(=)	効力発生日	平成29年 6月23日

平成29年12月13日の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1)	配当金の総額	5,654,687千円
(🗆)	1 株当たり配当額	2,356.12円
(八)	基準日	平成29年 3月31日
(\Box)	効力発生日	平成29年12月13日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
	(千株)	(千株)	(千株)	(千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。また、特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

第37期(平成29年12月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)現金・預金	9,010,675	9,010,675	-
(2)未収委託者報酬	2,801,064	2,801,064	-
(3)未収運用受託報酬	1,505,200	1,505,200	-
(4)金銭の信託	309,607	309,607	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	126,784	126,784	-
資産計	13,753,331	13,753,331	-
(1)未払手数料	1,363,261	1,363,261	-
負債計	1,363,261	1,363,261	-

第38期(平成30年12月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)現金・預金	10,638,816	10,638,816	-
(2)未収委託者報酬	3,362,163	3,362,163	-
(3)未収運用受託報酬	834,156	834,156	-
(4)未収収益	849,057	849,057	-
(5)金銭の信託	303,324	303,324	-
(6)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	119,938	119,938	-
資産計	16,107,455	16,107,455	-
(1)未払手数料	1,699,255	1,699,255	-
負債計	1,699,255	1,699,255	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ご との有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム (デラウエア)社の株式です。

(単位:千円)

区分	第37期(平成29年12月31日)	第38期(平成30年12月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	84,560	84,560

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(平成29年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	9,010,675	-	-	-
未収委託者報酬	2,801,064	-	-	-
未収運用受託報酬	1,505,200	-	-	-
合計	13,316,940	-	-	-

第38期(平成30年12月31日)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
現金・預金	10,638,816	-	-	-
未収委託者報酬	3,362,163	-	-	-
未収運用受託報酬	834,156	-	-	-
未収収益	849,057	-	-	-
合計	15,684,192	-	-	-

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第37期(平成29年12月31日)

該当事項はありません。

第38期(平成30年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円、前事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

第37期(平成29年12月31日)

ΠΛ	壬壬 ¥五	取得原価	貸借対照表計上額	差額	
区分	種類	(千円)	(千円)	(千円)	
	(1) 株式	-	-	-	
貸借対照表計上額が取得原	(2) 債券	-	-	-	
価を超えるもの	(3) その他(注)	418,157	426,131	7,973	
	小計	418,157	426,131	7,973	
	(1) 株式	-	-	-	
貸借対照表計上額が取得原	(2) 債券	-	-	-	
価を超えないもの	(3) その他(注)	10,324	10,260	64	
	小計	10,324	10,260	64	
合計		428,481	436,391	7,909	

⁽注)投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第38期(平成30年12月31日)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
レ カ	个里 天只	(千円)	(千円)	(千円)
	(1) 株式	1	-	-
貸借対照表計上額が取得原	(2) 債券	-	-	-
価を超えるもの	(3) その他(注)	6,194	7,948	1,754
	小計	6,194	7,948	1,754
	(1) 株式	•	-	-
 貸借対照表計上額が取得原	(2) 債券	-	-	-
価を超えないもの	(3) その他(注)	422,541	415,315	7,226
	小計	422,541	415,315	7,226
合計		428,735	423,263	5,472

⁽注)投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日) 該当事項はありません。

第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日) 該当事項はありません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)	
金銭の信託	222,937	10,327	6,299	
投資信託	12,161	1,257	3	

第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)	
金銭の信託	-	-	-	
投資信託	2,781	321	99	

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確 定給付企業年金制度(積立型制度であります。また、複数事業主制度でありますが、年金資産の額は合理的に算定してい ます。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度でありま す。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

			(千円)
	第37期	第38期	
	(自平成29年 4月 1日	(自平成30年 1月 1日	
	至平成29年12月31日)	至平成30年12月31日)	
退職給付引当金の期首残高	20,397	2,767	
退職給付費用	65,050	179,620	
退職給付の支払額	-	11,320	
制度への拠出額	82,680	115,316	
退職給付引当金の期末残高	2,767	55,750	

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

		(千円)_
	第37期	第38期
	(平成29年12月31日)	(平成30年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	669,970	746,598
年金資産	678,524	692,897
	8,553	53,700
非積立型制度の退職給付債務	11,320	2,050
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,767	55,750
退職給付に係る負債	11,320	55,750
退職給付に係る資産	8,553	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,767	55,750

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 65,050千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度30,720千円、当事業年度39,380千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第37期		第38期	
	(平成29年12月	31日)	(平成30年12月]31日)
繰延税金資産				
未払費用否認額	83,244	千円	84,650	千円
未払事業税	30,157	千円	32,910	千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	215,384	千円	213,145	千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	847	千円	10,046	千円
減価償却資産	4,429	千円	4,237	千円
資産除去債務	17,110	千円	18,854	千円
その他有価証券評価差額金	-	千円	1,676	千円
未払事業所税	2,194	千円	2,417	千円
その他	-	千円	2,834	千円
繰延税金資産小計	353,364	———— 千円	370,769	<u>千</u> 円
評価性引当額	38,464	千円	44,597	千円
繰延税金資産合計	314,900	千円	326,171	千円
繰延税金負債				
繰延資産償却額	794	千円	1,838	千円
資産除去債務会計基準適用に伴う有形				
固定資産計上額	4,659	千円	3,642	千円
その他有価証券評価差額金	2,422	千円	-	千円
その他	4,010	千円	-	千円
操延税金負債合計	11,885	————— 千円	5,479	—————— 千円
繰延税金資産の純額	303,015	 千円	320,692	 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第37期(平成29年12月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

第38期(平成30年12月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を 改正する法律」(平成28年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税 法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が平成28年11月18日に国会で 成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありません。国税と地方税の間で税率の組替えが発生する結果による繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)及び法人税等調整額への影響は軽微です。

第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日) 該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第37期 (自平成29年 4月 1日 (至平成29年12月31日)		第38期	
			(自平成30年 1月 1	日
			至平成30年12月31	日)
期首残高	59,677	千円	60,483	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	千円	-	千円
時の経過による調整額	806	千円	1,091	千円
期末残高	60,483	千円	61,573	千円

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)及び第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位:千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
10,338,094	1,002,861	808,953	12,149,908

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位:千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
15,251,769	1,392,882	1,239,902	17,884,553

⁽注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ プロテクト&スイッチ ファンド	2,436,481	投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務
日興レジェンド・イーグル・ファンド (毎 月決算コース)	1,940,743	投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

- 1. 関連当事者との取引
- (1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種	۵		次十个口	事業の内	議決権	関	係内容		取引金額		期末残高
類	会社等 の名称	所在地	資本金又は出資金	容又は職業	の所有 (被所有) 割合	役員の 兼任等	事業上の関係	取引の内容	(千円)	科目	州木残局 (千円)
親	アムンディ						投資信託、	情報提供、コン			
会	アセットマ	フランス	1,086,263	投資	(被所有)	なし	投資顧問	サルティング料	423,995	未収収益	152,512
社	ネジメント	パリ市	(千ユーロ)	顧問業	間接100%		契約の再 委託等	(その他営業収益) *1			

(注)

- 1.取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。
- 2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

種	△≒竺		፠⋆ℴᄁ	事業の	議決権	関	係内容		即司会短		ᄪᆠᄙᄒ
類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	内容又は職業	の所有 (被所有) 割合	役員の 兼任等	事業上の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高
兄弟会社	アムン ディ・ル クセンブル グ・エス・ エー	ルクセン ブルグ	6,805 (千ユ ー ロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬*1	646,446	未収運用受託報酬	371,129

(注)

- 1.取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。
- 2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。
- 2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社(非上場)

アムンディ アセットマネジメント(非上場)

アムンディ(ユーロネクスト パリに上場).

クレディ・アグリコル・エス・エー (ユーロネクスト パリに上場)

第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

- 1. 関連当事者との取引
- (1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

	A +1 mm		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	事業の	議決権等	関	係内容		mal A A		#14.5%
種 会社等 類 の名称		所在地	資本金又 は出資金	内容又 は職業	の所有 (被所有) 割合	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会	アムン ディ ア セットマネ	フランス パリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有) 間接100%	なし	投資信託、 投資顧問 契約の再	情報提供、コン サルティング料 (その他営業収 益) *1	720,243	未収収益	162,554
<u>社</u>	ジメント		, ,				委任等	委託調査費等の 支払など *2	593,092	その他 未払金	502,438

(注)

- 1.取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。
 - *2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- 2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

種	<u> </u>		次士会り	事業の	議決権等 の所有	関	係内容		取引金額		期末残高
類	会社等 の名称	所在地	資本金又 は出資金	内容又 は職業	(被所有)割合	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	(千円)	科目	(千円)
兄	アムン							運用受託報酬 *1	512,886	未収運用 受託報酬	120,829
弟会社	ディ・ルク センブル グ・エス・ エー	ルクセン ブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資 顧問業	なし	なし	運用再委託	情報提供、コン サルティング料 (その他営業収 益) *1	881,652	未収収益	634,534

(注)

- 1.取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。
- 2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。
- 2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社(非上場)

アムンディ アセットマネジメント(非上場)

アムンディ(ユーロネクスト パリに上場)

クレディ・アグリコル・エス・エー (ユーロネクスト パリに上場)

(1株当たり情報)

	第37期	第38期
	(自平成29年 4月 1日	(自平成30年 1月 1日
	至平成29年12月31日)	至平成30年12月31日)
1株当たり純資産額	4,386.32 円	5,293.61 円
1株当たり当期純利益金額	660.57 円	911.15 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第37期	第38期
	(自平成29年 4月 1日	(自平成30年 1月 1日
	至平成29年12月31日)	至平成30年12月31日)
当期純利益 (千円)	1,585,357	2,186,770
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,585,357	2,186,770
期中平均株式数(千株)	2,400	2,400

EDINET提出書類 アムンディ・ジャパン株式会社(E09666) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(重要な後発事象)

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日) 該当事項はありません。

第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日) 該当事項はありません。

(1)中間貸借対照表

旧刈思衣		
		(単位:千円)
		当中間会計期間末
		(令和元年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		10,829,733
前払費用		76,323
未収入金		35,910
未収委託者報酬		3,105,705
未収運用受託報酬		464,284
未収投資助言報酬		2,614
未収収益		784,620
立替金		68,588
その他		523
流動資産合計		15,368,300
固定資産		
有形固定資産	*1	
建物(純額)		77,758
器具備品(純額)		75,438
有形固定資産合計		153,197
無形固定資産	*1	
ソフトウエア		34,234
商標権		675
無形固定資産合計		34,909
投資その他の資産		
金銭の信託		301,460
投資有価証券		110,546
関係会社株式		84,560
長期差入保証金		209,794
ゴルフ会員権		60
繰延税金資産		218,499
投資その他の資産合計		924,919
固定資産合計		1,113,025
資産合計		16,481,325

(単位:千円)

	当中間会計期間末 (令和元年6月30日)
負債の部	(
流動負債	
預り金	143,569
未払償還金	686
未払手数料	1,609,604
関係会社未払金	106,521
その他未払金	218,008
未払費用	378,616
未払法人税等	76,325
未払消費税等	45,901
賞与引当金	341,901
役員賞与引当金	117,063
流動負債合計	3,038,195
固定負債	
退職給付引当金	54,322
賞与引当金	43,096
役員賞与引当金	108,225
資産除去債務	62,127
固定負債合計	267,771
負債合計	3,305,966
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	1,076,268
その他資本剰余金	1,542,567
資本剰余金合計	2,618,835
利益剰余金	
利益準備金	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	1,600,000
繰越利益剰余金	7,648,162
利益剰余金合計	9,358,254
株主資本合計	13,177,089
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,730
評価・換算差額等合計	1,730
純資産合計	13,175,359
負債純資産合計	16,481,325

(2)中間損益計算書

		(単位:千円)
	,	当中間会計期間
		(自平成31年 1月 1日
		至令和元年 6月30日)
営業収益		
委託者報酬		6,291,082
運用受託報酬		804,703
投資助言報酬		1,818
その他営業収益		802,134
営業収益合計		7,899,737
営業費用		4,583,258
一般管理費	*1	2,621,400
営業利益		695,078
営業外収益	*2	63,488
営業外費用	*3	45,702
経常利益		712,864
税引前中間純利益		712,864
法人税、住民税及び事業税		142,955
法人税等調整額		101,282
法人税等合計		244,237
中間純利益		468,628

(3)中間株主資本等変動計算書

(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日)

(単位:千円)

				,		
	株主資本					
	恣★☆	資本剰余金				
	資本金 	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835		
当中間期変動額						
中間純利益						
株主資本以外の項目の当 中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計						
当中間期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835		

	株主資本						
		利益剰余金					
		その他利益	益剰余金		株主資本		
	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計		
当期首残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462		
当中間期変動額							
中間純利益			468,628	468,628	468,628		
株主資本以外の項目の当 中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計			468,628	468,628	468,628		
当中間期末残高	110,093	1,600,000	7,648,162	9,358,254	13,177,089		

	評価・	換算差額等		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計	
当期首残高	3,796	3,796	12,704,665	
当中間期変動額				
中間純利益			468,628	
株主資本以外の項目の当 中間期変動額(純額)	2,066	2,066	2,066	
当中間期変動額合計	2,066	2,066	470,694	
当中間期末残高	1,730	1,730	13,175,359	

注記事項

(重要な会計方針)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理しております。)

- 3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物
 15年~18年

 器具備品
 4年~15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

当中間会計期間(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (令和元年 6月30日)

*1 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産 324,768千円 無形固定資産 86,035千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日)

*1 減価償却実施額

有形固定資産 19,730千円 無形固定資産 8,115千円

*2 営業外収益のうち主要なもの

賞与引当金戻入額 57,456千円

*3 営業外費用のうち主要なもの

為替差損 45,452千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加(千株)	減少(千株)	当中間会計期間末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項 該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

(2) リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(金融商品関係)

当中間会計期間(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:千円)

		中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)	現金・預金	10,829,733	10,829,733	-
(2)	未収委託者報酬	3,105,705	3,105,705	ı
(3)	未収運用受託報酬	464,284	464,284	ı
(4)	未収収益	784,620	784,620	
(5)	金銭の信託	301,460	301,460	
(6)	投資有価証券			
	その他有価証券	110,546	110,546	-
	資産計	15,596,348	15,596,348	-
(1)	未払手数料	1,609,604	1,609,604	-
	負債計	1,609,604	1,609,604	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、及び(4) 未収収益 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており ます。

(5) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム(デラウエア)社の株式です。

区分	中間貸借対照表計上額(千円)	
関係会社株式	84,560	

(注3) 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(令和元年 6月30日)

1.満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2 . 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(中間貸借対照表計上額 84,560千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

(単位:千円)

(1 = 1			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
区分	種類	取得原価	中間貸借対照表 計上額	差額
± == 4% (# ± 1 == ± ± 1	(1) 株式	-	ı	1
中間貸借対照表計 上額が取得原価を	(2) 債券	-	-	ı
超えるもの	(3) その他(注)	105,152	109,253	4,101
2,1000	小計	105,152	109,253	4,101
± == 4% (++ ± 1 = 7 + ± 1	(1) 株式	-	-	ı
中間貸借対照表計 上額が取得原価を	(2) 債券	-	-	ı
超えないもの	(3) その他(注)	309,348	302,753	6,595
2,2 3,7 50	小計	309,348	302,753	6,595
合計		414,500	412,006	2,494

(注)投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末(令和元年 6月30日) 該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

> 期首残高 61,573千円 有形固定資産の取得に伴う増加額 - 千円 時の経過による調整額 553千円 資産除去債務の履行による減少額 - 千円 当中間会計期間末残高 62,127千円

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当中間会計期間(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

当中間会計期間(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

			(1 1 - 1 1 - 2 /
日本	ルクセンブルグ	その他	合計
6,728,282	631,559	539,895	7,899,737

⁽注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ プロテクト&ス イッチファンド	1,065,329	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこ れらの附帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

当中間会計期間(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

当中間会計期間(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日) 該当事項はありません。

EDINET提出書類 アムンディ・ジャパン株式会社(E09666) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

当中間会計期間(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日)

1株当たり純資産額5,489円73銭1株当たり中間純利益195円26銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益468,628千円普通株主に帰属しない金額-千円普通株式に係る中間純利益468,628千円期中平均株式数2,400千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に 掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を 失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の 方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運 用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成31年3月末日現在)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むととも に、「金融機関の信託業務の兼営等に 関する法律(兼営法)」に基づき信託 業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成31年3月末日現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323百万円	
三菱UFJモルガン・スタン	40,500百万円	 金融商品取引法に定める第一種金融商品
レー証券株式会社		並融間の取り法に足める第一種並融間の 取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	取り来で当んでいるり。
フィデリティ証券株式会社	9,258百万円	
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、
		金融機関の信託業務の兼営等に関する法
		律(兼営法)に基づき信託業務を営んでい
		ます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	
株式会社関西みらい銀行	38,971百万円	 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社みなと銀行	27,484百万円	
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958百万円	

平成31年4月1日現在

(3) 投資顧問会社

・名称 CPRアセットマネジメント

・資本金の額 53,445,705ユーロ(平成30年12月末日現在)

・事業の内容 フランス籍の会社であり、内外の有価証券にかかる投資顧問業務及び その業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外 国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託 にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

< 再信託受託会社の概要 >

・名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・資本金の額 : 51,000百万円(平成31年3月末日現在)

・事業の内容 :銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関

する法律に基づき信託業務を営んでいます。

・再信託の目的 :原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社

から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的と

します。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売を行い、投資信託契約の一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社よりマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託され、投資信託財産の運用を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社 該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (2)目論見書の別称として「投資信託説明書(目論見書)」、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を用いることがあります。
- (3)交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称等、ファンドの商品分類、属性区分等および投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
- (4)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の 理解を助けるため、当該内容を説明した図表・写真等を付加して目論見書の当該内容に関連する 箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき 情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価 証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
- (5)請求目論見書の巻末に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。
- (6)交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
- (7)交付目論見書に「アムンディ・ジャパンから皆さまへ」として、以下の趣旨の文言の全部または一部を記載することがあります。

アムンディ・ジャパンから皆さまへ

医療分野を含むテクノロジーの急速な発展、日本や世界で顕在する高齢化問題、そして今、人生100年時代を 迎えつつある私たちを取り巻く様々な課題。

これらの課題は来たるべき未来に向けて、企業はどのように適応し、どのような価値を創造していくべきなのか、 また私たち一人一人はどのように備えるべきなのか、という疑問を投げかけます。

アムンディ・ジャパンは、「次世代医療テクノロジー」こそ、長期にわたって持続的に成長するテーマの一つと考え、 医療テクノロジー関連企業の株式に投資を行う当ファンドを日本の投資家の皆さまにご提供いたします。

「次世代医療テクノロジー」は、私たちの生活に大きな変化をもたらし、そして、その新しいトレンドをビジネス チャンスとして的確に捉え、躍進していく企業こそが将来の勝者となる、とアムンディ・ジャパンは考えます。

当ファンドは特定のテーマに投資することから、テーマの成長に伴ったリターンが期待できる一方、リスクも 相応に高くなると想定されます。

当ファンドのリスクを踏まえつつも投資方針にご賛同いただき、また長期的な観点での資産運用を目的とされる お客さまへの資産形成の一助となることを願っております。

なお、商品の選択・購入につきましては、お客さまご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。

2018年7月 アムンディ・ジャパン株式会社

(8)目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

その他の情報については、委託会社のインターネットホームページアドレス (下記、お問合せ先) にて入手・閲覧することができます。

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: https://www.amundi.co.jp

独立監査人の監査報告書

平成31年3月4日

アムンディ・ジャパン株式会社 取締役会御中

PWCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員 指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員

公認会計士 鶴 田 光 夫

公認会計士 久 保 直 毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第38期事業年度の財務諸 表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行っ た。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和元年8月21日

アムンディ・ジャパン株式会社 取締役会御中

PWCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 久保 直毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・次世代医療テクノロジー・ファンド(年2回決算型)の平成31年1月16日から令和元年7月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・次世代医療テクノロジー・ファンド(年2回決算型)の令和元年7月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

令和元年8月30日

アムンディ・ジャパン株式会社 取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久 保 直 毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成31年1月1日から令和元年12月31日までの第39期事業年度の中間会 計期間(平成31年1月1日から令和元年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算 書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の令和元年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成31年1月1日から令和元年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しており ます
 - 2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。